

子育て



お知らせ

イベント情報や各種後援会、教室のお知らせなど、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください

市役所
総合案内

TEL974-3111
FAX973-9819



- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者が養育する父母のいない児童

【対象者】うるま市に住所があり、医療保険に加入している者で、次のいずれかに該当する者が対象となります。

児童家庭課

☎973-4983

母子・父子家庭等医療費助成事業

応援しています。
ひとり親家庭



母子家庭等日常生活支援事業

沖縄県母子寡婦福祉連合会

☎887-4099

県では、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣します。利用される方は、事前に登録が必要です。

【申請窓口】児童家庭課

☎973-4983



母子寡婦福祉資金貸付

沖縄県中部福祉保健所

☎938-9709

県では、母子家庭や寡婦の方たちの経済的自立の援助と、児童の福祉を促進するための資金として、無利子あるいは低利子で資金の貸付を行っています。

【資金の種類】事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療

介護・生活・転宅・就学支度・結婚・児童扶養資金などです。

【申請窓口】児童家庭課

☎973-4983

★母子家庭の母の経済的自立を支援するために、次のような給付制度があります。

母子家庭自立支援教育訓練給付事業

児童家庭課

☎973-4983

医療事務やホームヘルパーなど指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40%(8千円以上で20万円以下)が支給される事業です。(指定講座を受講する前に必ずご相談ください。)

高等技能訓練促進費事業

児童家庭課

☎973-4983

看護師や介護福祉などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に修業期間の1/3の期間について、生活の負担の軽減を図るため、月額103,000円(12カ月を上限)が支給される事業です。(給付を希望される方は、事前にご相談ください。)